

令和6年4月30日

令和6年登米市議会定例会
4月特別議会 議案

(その2)

登米市議会

議員 番

議 案 目 次

議案番号	議 案 名	頁
	議会運営委員の選任	5
	中心市街地等活性化特別委員会委員の選任	6
	議会改革推進会議委員の選任	7
発議第1号	市長の専決処分事項の指定についての一部改正について	8
	議員派遣の件	10

議会運営委員の選任

登米市議会委員会条例（平成 17 年登米市条例第 226 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、登米市議会運営委員を次のとおり選任する。

令和 6 年 4 月 30 日

登米市議会議長

委員会名	氏 名
議会運営委員会 (1 人)	

中心市街地等活性化特別委員会委員の選任

登米市議会委員会条例（平成 17 年登米市条例第 226 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、中心市街地等活性化特別委員会委員を次のとおり選任する。

令和 6 年 4 月 30 日

登米市議会議長

委員会名	氏 名
中心市街地等活性化 特別委員会 (1 人)	

議会改革推進会議委員の選任

登米市議会議会改革推進会議の設置に関する規程（平成 24 年議会告示第 6 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、議会改革推進会議委員を委嘱する。

令和 6 年 4 月 30 日

登米市議会議長

委員会名	氏 名
議会改革推進会議 (1 人)	

発議第1号

令和6年4月30日

登米市議会議長 關 孝 様

提出者 議会運営委員会
委員長 及 川 昌 憲



市長の専決処分事項の指定についての一部改正について

上記議案を、別紙のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び第7項並びに会議規則（平成17年議会規則第2号）第14条第2項の規定により提出します。

(別紙)

市長の専決処分事項の指定についての一部改正について
本則中第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

- 7 国の緊急的な経済対策等に伴い、緊急に必要となる事業等（その財源の全部が国又は県から付与され、かつ、市独自の判断をする余地がないものに限る。）に関する歳入歳出予算の補正を行うこと。

附 則

この議決は、令和6年4月30日から効力を生ずる。

(提案の理由)

本案は、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、平成26年9月の第3回定例会、平成28年議会定例会1月招集議会、令和4年議会定例会6月定期議会において追加してきた、議会が指定する市長の専決処分事項7項目に、議会運営及び行政執行の迅速化及び合理性を図るため、議会の権限に属する軽微な事項として、新たに1項目の追加を行うものであります。

議員派遣の件

令和6年4月30日

本議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第13項及び会議規則（平成17年議会規則第2号）第170条の規定により、次のとおり議員を派遣するものとする。

記

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 件名 | 栗登一平4市町連携地方自治セミナー |
| | (1) 派遣目的 | 岩手県、宮城県の県際に位置する4市町が相互に連携し、人口減少などの社会構造の変化に対応した施策の展開や地域の発展のため、共通する諸課題への対策に取り組みながら地方創生に寄与する。 |
| | (2) 派遣場所 | 栗原市 ホテルグランドプラザ浦島 |
| | (3) 派遣期間 | 令和6年5月24日（金） |
| | (4) 派遣議員 | 全議員 |

※なお、決定していない事項や変更がある場合の取扱いは、議長に一任する。